

## 令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）機能の整備基本構想策定業務説明書

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課発注の『令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）機能の整備基本構想策定業務委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

### 1 案件名称

令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）機能の整備基本構想策定業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国により第三期スポーツ基本計画や障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現性が再認識された。

静岡県においても県スポーツ推進計画に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現のため障害者スポーツの普及促進に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には「静岡県障害者スポーツ推進協議会」において、さらに令和5年度には「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」において、障がい者スポーツの活動拠点の在り方について検討を進めている。

この検討を進めるに当たり、本県における障害のある方のスポーツの取組状況や取り組む際の課題の把握・整理及び他自治体における障害のある方のスポーツに取り組める環境を調査し、障害者スポーツの活動拠点の在り方について基礎資料及び基本構想を策定する必要があることから、本業務を実施することができる民間事業者から広く企画提案を募集する。

#### (2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）機能の整備基本構想策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年2月16日まで

#### (5) 履行場所

本県指定場所

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、業務委託料に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。

(7) 発注者から提供する資料、貸与品等  
業務に必要な物品等を受注者に提供する。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

静岡県財務規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、静岡県競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を得て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書」のとおり

#### (4) 契約保証金

契約保証金免除

保証人不要

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都特別区の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予の特例を受けている場合を除く。

(3) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者  
ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 適切な情報セキュリティポリシーの策定及び情報管理体制が整備されていること。

(8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(6)の全ての条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和5年8月28日(月)
- ・ 質問受付締切 令和5年9月8日(金)
- ・ 質問に対する回答 令和5年9月11日(月)
- ・ 参加資格申請書及び企画提案書の提出期限 令和5年9月13日(水)
- ・ プレゼンテーションの実施 令和5年9月19日(火)
- ・ 選定結果通知 令和5年9月【予定】
- ・ 契約締結・事業開始 令和5年9月【予定】
- ・ 事業完了 令和6年2月16日(金)

## 6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始から令和5年9月8日(金)午後5時15分まで

## イ 提出方法

(ア) 別紙3「質問書」に記載のうえ、「9 提出先、問合せ先」まで提出すること。

(イ) 提出方法は、持参のほか送付、FAX、Eメールによる提出を可とする。持参以外により提出した場合は、到着の電話確認を行うこと。

(ウ) 持参の場合は、上記アの期間内（土曜日、祝日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間（午後0時00分から1時までを除く。）とする。

(エ) Eメールによる提出の場合は、件名に「質問：令和5年度静岡県における障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）機能の整備基本構想策定業務委託」と明記すること。

(オ) 電話や口頭での質問は受け付けない。

## ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年9月12日（火）に静岡県スポーツ局スポーツ振興課ホームページにて行う。

### (2) 参加申請書・企画提案書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

### (3) 提出期間

令和5年8月28日（月）から令和5年9月13日（水）（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時15分までの間

### (4) 提出先

別表1に示す、静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課まで提出（郵送又は持参）すること。郵送の場合には、その旨静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課まで電話にて連絡すること。また、令和5年9月13日（水）午後5時15分までに必着のこと。

### (5) 提出内容

ア 参加表明書（様式1号）	1部
イ 企画提案書（様式2号、様式3号、様式4号以外は様式任意）	各10部
ウ 見積書（様式自由）	1部

※上記資料は紙媒体での提出と共にデータでも提出すること。

## 7 審査

### (1) 実施日時

令和5年9月19日（火）

### (2) 実施場所

静岡県庁内会議室

（静岡県静岡市葵区追手町9-6）

### (3) 実施方法等

#### ア 実施内容

提出書類をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。  
なお、資料の追加・変更は認めない。

#### イ 実施時間

1者30分程度（うち説明15分以内、質疑応答15分程度）とする。

#### ウ 出席者

1者あたり3名以内とし、プレゼンテーションは本業務の主担当者となる者が中心となって実施すること。

#### エ その他

参加資格の決定及びプレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細は、提案者に対して、メールにて別途通知する。

#### (4) 選定基準・方法

項目	基準	配点
(1) 理解度	本業務の目的、障害者スポーツセンターの情勢を理解したうえでの実施方針になっているか。	5点
(2) 現状と課題の整理	本県における障害者スポーツの現状、取組状況、課題の分析・整理方法が適正であるか。	10点
(3) 障がい者スポーツセンター機能整備の在り方に係る考察	考察の実施手法が適正であるか。	15点
(4) 障がい者スポーツセンターの条件の考察	機能面、利用面、設置場所の観点の考察について、妥当性及び実現性が確保できているか	45点
(5) 実行性	業務工程の計画性、実施手順の妥当性、業務体制、今後のスケジュールの整理から、業務の実行性が確保できているか。	10点
(6) 実績	提案者に本業務にふさわしい業務実績があるか。	10点
(7) 事業費及び積算根拠などの妥当性	企画提案書の内容に対して、妥当な経費及び積算根拠が示されているか。	5点
合計点（選定委員1人あたり）		100点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定委員会委員の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(ア) 項目(4)、項目(3)、項目(5)の順に点数が高い提案者を受注予定者とする。

(イ) 上記(ア)の点数も同じ場合、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 選定委員会の委員全員の合計点が最も高い提案者の評価において、委員1人でも合計点が50点未満若しくは1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

エ 選定委員会において、提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しない

と判断した場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

#### (5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること

コ 見積書に記載の額が2(3)の契約上限額を超えているもの

#### (6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、静岡県スポーツ局スポーツ振興課ホームページに掲載する。

## 8 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 採用された企画提案書は、情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) すべての企画提案書は返却しない。

(4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 期限後の提出、提出された企画提案書の全部又は一部の差し替え等は認めない。

(6) 参加申請後に入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9 提出先、問合せ先

担当：静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話：054-221-3284

F A X：054-221-2980

メール：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp